

現存しない歴史的建造物の史跡における整備（再現）の実態と 第3回WGにおいて各委員からいただいたご意見

(1) これまでの歴史的建造物の再現

- ・中近世の城郭における現存しない歴史的建造物の再現については、
 - 史資料や発掘調査を基にほぼ往時の姿で外観、内部の意匠・形態を再現したもの（篠山城大書院）
 - 史資料や発掘調査を基に外観は可能な限り往時の姿に近い意匠・形態で再現しつつ、内部の意匠・形態を屋内利活用の観点から変更して再現したもの（事例：首里城南殿北殿、彦根城表御殿）
 - 史資料が不十分なために再現ができない部分について、遺跡での発掘調査に基づく往時の歴史的建造物の規模と同時代の他の建造物などの時代考証を綿密に重ねたうえで再現したもの（五稜郭跡（函館奉行所の背面））
 - 外観は可能な限り史実に忠実だが、一部構造を変更して再現したもの（事例：松前城天守、首里城女官居室、彦根城二の丸御殿、熊本城跡長局櫓）
- が存在し、史跡等の価値の理解に貢献してきたと考えられる。
- なお、内部のみ再現し外観は復元しないもの（実例は無いが、考え方として史跡内の遺構展示館内に室内造形のみ作成する場合等）も考えられる。

(2) いただいたご意見

史跡における建造物の復元に当たっては、きちんとその効果を理解してもらえないといけない。

無理に忠実という限定されてしまうため、どのような意義や効果があるのかを踏まえれば、様々なタイプの復元があってもいいかもしれない。

何かの価値があるから史跡指定されている訳なので、建造物の復元をしなくても工夫次第でその価値は伝えられるはずである。他方で、復元により目に見える形になり、来訪者や住民に訴える効果があることはヒアリングにより理解できた。ただし、その場合でも外観は忠実に再現し、どこを変えてどこを忠実に再現しているのかを伝えることが必要である。

復元に向けて様々な資料整理がなされているにも関わらず、その資料が公開されるルールづくりがなされていないので、どこまでが忠実な復元かということが明示されにくい。

決して往時の姿が完全に分かる訳ではないのだから、現代において、分からないところも含めてどのように考えて復元建造物を建造したのかを明示すべき。

外観だけ忠実に再現するというだけでなく、内部だけの再現ということもあり得るので、復元基準が現代的な課題に対応できているか検討することも必要かもしれない。

(3) これからの歴史的建造物の再現のあり方について(イメージ)

- ・観光振興や地方創生への対応など、現代的な課題に対応しつつ、史跡等の価値の理解促進に資する再現が行われれば、文化財の保存及び利活用の観点から有効である。

このため、現行の復元基準の「復元」、「復元的整備」はもちろん、外観及び内部の意匠・形態が一部不明確な歴史的建造物についても史跡等を活用する(理解促進を図る)観点から有効な場合がある。

その際、史跡等に再現する以上は現状変更許可が必要となるが、それが史跡等の歴史上又は学術上の価値を著しく減じることなく、寧ろその理解促進に繋がることを担保するため、復元、復元的整備その他の再現を行う場合には、以下事項を遵守させるように指針する。

- ✓往時の姿が不明確な部分については、その旨を明示するとともに、再現に当たって採用した意匠・形態についての経緯・考証を明示すること
- ✓・・・(更にご意見を頂戴できればと存じます。)
- ✓.....

史跡等の歴史上又は学術上の価値を著しく減じることがないこと以前に、現存しない歴史的建造物を再現するに当たって遺構を破壊しないようにする必要がある。